

相模國小田原藩における大災害からの復興と改革・仕法

—吉岡家の俸禄米をめぐる—

馬場弘臣 教育開発研究センター教授

〔論文〕

A study of the Reconstructing Approach and Reformation from the Catastrophe in Odawara Feudal Clan, Sagami Province: Focus on the examination through Compensation of the Yoshioka Family

Hiroomi BABA

Professor, Tokai University Center for Educational Research and Development

At the past, I analyzed an effects of the Genroku Earthquake (1703) and Eruption of Mt. Fuji (1707) and restoration process from those two disasters in Odawara Feudal Clan, Sagami Province. I used historical materials which shows all tributes ("Nengu") in Odawara Feudal Clan and individual villages. (Hiroomi, Baba (2014) "The Genroku Earthquake and Eruption of Mt. Fuji (vol.1): From the Data of Land Tax in Sagami Province Odawara Feudal Clan" *Civilization*, 19: 33-43. Hiroomi, Baba (2016) "The Genroku Earthquake and Eruption of Mt. Fuji (vol.2): From the Analysis of Land Tax Payment Notice of Villeges in Odawara Feudal Clan, Sagami Province" *Civilization*, 21: 1-21.) I wanted to examine an effects and restoration process in the long-term transition at both papers. As a results of those two papers, I will analyze it from the situation of tributes given to the finance and politics of the Odawara feudal Clan in the long-term transition in this paper. From those analysis, I examined an effects and how it's affected to the clan government and clan finance, also examined how Clan reacted and how they implemented a policy for those situations. I used the tributes (rice allowance) of Yoshioka Family who had 340 "koku" compensation in the Odawara Feudal Clan.

At the results, after two disasters, payment from Clan to Yoshioka Family was declined until mid-18century (around Meiwa era 明和), about 50 years. After that point, it returned by slow degree, and Odawara Feudal Clan finance became stabilized also. Especially, there were two policies which made this situation. One was the Odawara Feudal Clan introduced the "Jyomensei" Fix rate manner 定免制 at 1794 (kansei 寛政 9). Another was the New "Netorimai shiho" Standard collecting manner 根取米仕法 and "Kinkatawatashi shiho" Cash payment mannner 金方渡仕法 implemented to compensation system around early 19century when Odawara Feudal Clan lord "Tadazane Ookubo" 大久保忠真 started the restoration. However, after Odawara Earthquake and expedition of Matthew Calbraith Perry in 1853 (kaei 嘉永 6), Odawara Feudal Clan finance got worse because of extraordinary disbursement for the crushing military duty which all noble family "Fudai" 譜代 Clan must have responsibility to spend. Finally compensation system purely and simply collapsed.

Accepted, Jan. 7, 2019

1. 本稿の課題 — 藩政の見取り図 —

かつてないほど近年は、災害そして防災に対する意識が高まっている。2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにともなう大津波、2014年9月27日、かつては死火山といわれていた御嶽山の噴火、そして2016年4月14日・16日と立て続けに起こった熊本大地震、2018年9月6日の北海道胆振東部地震等々、これに台風や暴風雨による被害を加えれば、日本列島は毎年、何らかの大災害に襲われているといっても過言ではないであろう。そうした状況を反映してか、

近年は、災害史に関する研究の出版も相次いでいる¹⁾。

このような歴史的な大災害と個別藩政史および幕政史との相克、それが現在における筆者の最大の関心事である。研究対象である相模國小田原藩にとって、1703(元禄16)年の大地震と1707(宝永4)年の富士山噴火による被害が、その後の藩政を大きく規定していったことについては、くり返し述べた。とくに筆者の関心は、災害の実態や藩当局および領民の対応といった課題もさることながら、災害から復興の過程を長いスパンで統計的に分析していくことである。その大きな指標となるのが年貢徴収の問題であると考え、第1に藩領全体の年貢収納がどのように変化していくのかを分析し²⁾、続いて第2に藩領村々を①米作地帯、②畑作地帯、③中間地帯の3つのグループに分けて、それぞれの年貢収

本論文は、『文明』投稿規定に基づき、レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2019年1月7日

量の変化について検討してみた³⁾。その結果、大災害が継続して起こった元禄～宝永期(1688～1711)以前の年貢収量に戻るには、約100年の歳月が必要であったことと、その復旧過程の画期について明らかにした。そこで次の課題は、これらの年貢収納が、家臣の生活にどのような影響を与えたかということである。

江戸時代の経済は、米納年貢制を基本とし、その米を売買することで幕府や藩の運営、そして将軍・大名・家臣の生活が成り立っていた。将軍あるいは大名が家臣に対して与えた土地、もしくは現物の米や給金などを俸禄^{ほうろく}という。土地を与えられるといっても江戸時代の場合は、徴税権を主とした支配権であり、これを地方知行^{じかたちぎょう}といい、藩庫から切米・切石・扶持米(1日米5合を支給)といった名目の米や給金を支給されたものを蔵前取^{くらまえどり}といった。ただし、地方知行の中には、石高のみを残し、実際には藩庫からそれに相応する米を支給することもあり、この場合は一般に、蔵前知行^{くらまえちぎょう}と呼ばれている。外様大名領では幕末まで地方知行が残っている場合も多いが、譜代大名領、とくに関東の譜代大名領では蔵前知行に移したものがほとんどのようである。この分類でいえば、小田原藩の家臣は、蔵前知行と蔵前取からなっており、ここで藩から支給される米を俸禄米^{ほうろくまい}といい、こうした制度を総称して俸禄制という。

そこで、年貢に関する問題に続いて本稿では、こうした俸禄米の支給状況について検討したい。俸禄米の支給が増減する理由については、家臣の側と藩当局の事情の二つに大別できよう。家臣の側については、賞罰などによる知行高の増減や家格の上昇・下降の問題、そして役職の有無による手当て、さらには藩などからの米金借用の問題があげられる。藩当局が俸禄に与える影響はさらに多様である。まず第1は藩の収入の問題で、これには藩領域の増減や領知替えをはじめ、凶作や災害などを含む天候や自然条件による年貢の増減などがある。また幕府からの軍役賦課や藩邸・城郭の修築、藩主家の冠婚葬祭、昇進、初入部などの臨時支出、非常時支出の問題もまた大きな要因であった。年貢の減少や臨時支出は、当然のことながら藩借の問題となる。高額の利息がかかる近世社会では、その返済、返済の延期、新規借用などがくり返されていくし、それ以外にも領民や家臣からの御用金、先納金、借入金などもあった。こうした藩財政の窮乏化は、藩当局の機構や行財政などの改編・改革の問題へと連なっ

ていく。藩政の改革は、より直接的に家臣の俸禄米の改編を促す要因ともなった。

このような種々の要因を顧みたと本稿では、小田原藩固有の問題として、大災害が家臣の俸禄米に対してどのような影響を与えたのかについて検討してみたい。これが第1の課題である。次に俸禄米の問題は、前述したように、藩財政を考えていく上でもっとも重要な指標となる点に注目したい。藩の支出の中では家臣に支給する俸禄米がもっとも大きなウエイトを占めており、近世中期以降における藩財政の窮乏化とそのための俸禄米カットは、藩の宿命ともいえるものである。小田原藩の場合、そこに元禄大地震と富士山噴火という大災害が大きな規定要因となったのであった⁴⁾。逆に考えれば、俸禄米の支給に関する動向は、その時期における藩政の推移を如実に表わしているといえよう。すでに筆者は、化政・天保期の藩政改革と俸禄米の関係に検討してみたことがあるが⁵⁾、本稿では、この際の検討を再確認するとともに、ここでは検討できなかった、改革後の状況から幕末維新にかけての藩政について概観してみたい。すなわち、俸禄米の問題を通じて、藩政の見取り図を描いてみることに、それが第2の課題である⁶⁾。

2. 「吉岡由緒書」と小田原藩の俸禄米

本稿で分析の対象とするのは、知行取340石の家臣である吉岡家の俸禄米である。小田原藩の場合、1,500石が知行高としてはもっとも大きく、もっとも小さい知行高が30石であった。知行高からみれば吉岡家は、土分のなかで中の上位に位置する家柄である。また、小田原藩における家臣の家格は、御番帳入(侍分)―御番帳外―組抜・組並―組附に分類されている。御番帳入が正式の士分であり、御番帳外は徒士身分に相当すると考えられ、組附は足軽層を編成したもので、組抜・組並はこの中間にあたる。さらに小田原藩の格席(席次)は、藩の役職を基礎としており、吉岡家は「番頭」の家筋にあたる。番頭は軍事において正式の士分層を統率する立場にある役職であり、いわゆる番方の上位に位置するものであった。幕府や藩の組織は、軍事部門である番方と、庶務や行財政を担当する役方に分けられていた。組織自体が軍事を基礎として形成されているため、家格的には番方が重視されるが、泰平の世が続くにしたがって役方の役割が重視される傾向にあった。

表1. 大久保家13代一覽

代	諱	受領名 官途名	通称	生年月日 没年月日	享年	小田原藩主 就任・退任年月日	藩領高	藩名	備考
1	忠世		新十郎 七郎右衛門	天文元年(1532) 文禄3年(1594)9月15日	63	天正18年(1590)8月 文禄3年(1594)9月15日	4万5,000石	相模小田原	
2	(忠泰) 忠隣	治部少輔 相模守	千丸 新十郎	天文22年(1553) 寛永5年(1628)6月27日	76	文禄3年(1594)9月15日 慶長19年(1614)正月19日	6万5,000石	相模小田原	改易
3	忠常	加賀守	新十郎	天正8年(1580) 慶長16年(1611)10月10日	32		2万0,000石	武蔵騎西	
4	忠職	加賀守	仙丸 新十郎	慶長9年(1604) 寛文10年(1670)4月19日	67		2万0,000石 5万0,000石 7万0,000石 8万3,000石	武蔵騎西 美濃加納 播磨明石 肥前唐津	吉岡実疑仕官
5	(教広) 忠朝	出羽守 加賀守	奎之助	寛永9年(1632)11月13日 正徳2年(1712)9月25日	81	貞享3年(1686)正月21日 元禄11年(1698)10月16日	8万3,000石 9万3,000石 10万3,129石 11万3,120石	肥前唐津 下総佐倉 相模小田原 "	小田原再拝領
6	(教忠) (忠能) (忠恒) 忠増	安芸守 隠岐守 加賀守	大内蔵	明暦2年(1656)3月4日 正徳3年(1713)7月25日	58	元禄11年(1698)10月16日 正徳3年(1713)7月25日	11万3,120石	相模小田原	元禄大地震 富士山噴火 城付領上知
7	(忠英) (忠郁) 忠方	大蔵少輔 加賀守	伝吉郎	元禄5年(1692)6月15日 享保17年(1732)10月3日	41	正徳3年(1713)9月12日 享保17年(1732)10月3日	11万3,120石	相模小田原	
8	(忠数) 忠興	出羽守 大蔵大輔	伝吉郎	正徳4年(1714)12月19日 明和元年(1764)10月29日	52	享保17年(1732)11月19日 宝暦13年(1763)9月10日	11万3,120石	相模小田原	城付領全復帰
9	(忠清) 忠由	大蔵少輔 安芸守 加賀守	万次郎 半次郎	元文元年(1736)11月19日 明和6年(1769)10月8日	34	宝暦13年(1763)9月10日 明和6年(1769)10月8日	11万3,120石	相模小田原	
10	忠顕	加賀守	直次郎 七郎右衛門	宝暦10年(1760)10月28日 享和3年(1803)8月8日	44	明和6年(1769)11月24日 寛政8年(1796)正月18日	11万3,120石	相模小田原	
11	忠真	出羽守 安芸守 加賀守	新十郎	天明元年(1781)12月2日 天保8年(1837)3月9日	57	寛政8年(1796)正月18日 天保8年(1837)3月9日	11万3,120石	相模小田原	藩政改革
12	忠愨	加賀守	仙丸 伝吉郎	文政12年(1829)4月18日 安政6年(1859)11月30日	31	天保8年(1837)5月6日 安政6年(1859)11月30日	11万3,120石	相模小田原	ペリー来航
13	忠礼	加賀守	準之助	天保12年(1841)12月2日 明治30年(1897)8月10日	57	安政6年(1859)12月27日 明治元年(1868)9月27日	11万3,120石	相模小田原	京都警衛 甲府城代
14	忠良	相模守	岩丸	安政4年(1857)5月5日 明治10年(1877)3月29日	22	明治元年(1868)10月2日 明治4年(1871)7月14日	11万3,120石	相模小田原	

註)「代」の赤文字は養子相続。諱の赤文字は老中就任者を示す。「藩領高」「藩名」「備考」の赤字は、吉岡家が仕官したことを示す。

表2. 吉岡家8代一覽表

代	姓名	家督	没年	行年	備考
1	吉岡実疑		元禄9年(1696)9月18日	72	芸州吉岡七左衛門長子也 寛永18年(1641)大久保家召抱え
2	吉岡重政	貞享4年(1687)12月28日	延享2年(1745)10月8日	70余	
3	吉岡信定	享保14年(1729)12月21日	安永3年(1774)12月2日	90	大久保一身又右衛門忠行五男
4	吉岡信正	宝暦11年(1761)6月28日	寛政11年(1799)1月24日	70	
5	吉岡信郷	天明4年(1784)5月15日	享和3年(1803)10月17日	50	
6	吉岡信基	享和3年(1803)12月6日	天保11年(1840)12月5日	55	
7	吉岡信之	天保5年(1834)5月21日		60	
8	吉岡信徳	文久2年(1862)3月4日		45	

註) 天保14年「和州高取吉岡主税方差遣候吉岡家系図控」(小田原市立図書館寄託吉岡卓也家文書)より作成

吉岡家の俸禄米に関する基礎的なデータを提供するのは、同家に伝来した「吉岡由緒書」である⁷⁾。「吉岡由緒書」は、吉岡家初代の実疑^{さねよし}が大久保家に仕官した1642（寛永19）年から廃藩置県後の1872（明治5）年にいたる同家の一家譜で、4冊からなっている。本稿ではとりあえずこれらを一括して「吉岡由緒書」としてあつかうが、これは吉岡家7代の信之がまとめ、8代の信徳が書き継いだものである。ここでは、江戸時代大久保家の概略を表1として、また、表2として吉岡家各代の当主についてまとめておいた。

「吉岡由緒書」には、吉岡家各代の家督、職務、扶持の増減、賞罰、事跡から家内・親類筋の法要、さらには藩政に関する記事が年を追って書き上げられている。「吉岡由緒書」自体は、1834（天保5）年に家督を継いだ7代信之が、隠居後にまとめ始めたものと考えられることから、とくに近世後期から幕末・維新时期についての記事が詳細である。また、近世中後期には、4代信正・5代信郷・6代信基が御勝手方（御賄方）を勤めていた関係で、藩財政を中心とする藩政の動向についても詳しく知ることができる。さらに、7代信之と8代信徳は、番頭の家柄だけに、幕末維新にむけて海防動員や京都警衛、天狗党追討、戊辰箱根戦争等に深く関わっており、かなり詳しい記述がみられる。その反面、近世前期の記事にはなお曖昧なものもあるが、信之自身が当時の史料や、親戚・知人に聞き取ってなるべく正確な内容を著述することに心懸けていることは評価できよう。

なお、実疑が仕官した当時、大久保家は、播磨国明石藩（兵庫県明石市）を城地としていた。小田原藩大久保家では、戦国時代における三河以来の旧臣をはじめとして、仕官した土地が一つの家格を示していた。まとめると吉岡家は、家格的には知行高340石で、御番帳入・番頭の格席、明石仕官の家柄ということになる。

そこで興味深いのは、「吉岡由緒書」には、同家の俸禄米支給に関する記事が少なからず見受けられるということである。とくに1803（享和3年）以降は、一時期を除いて毎年の俸禄米が確認できる。小田原藩の「御家法」では、知行高100石に対して108俵の割合で俸禄米が支給される仕来りとなっていた。通常これを「四ツ物成」と言い、知行高100石に対して40%、すなわち40石が俸禄米となるのであるが、小田原藩は1俵＝3斗7升の俵詰めであったから、108俵が支給されるというしくみであった。吉岡家の知行高は340石であ

るから、366俵6斗6升が本来支給されるべき俸禄米であった。こうした俸禄米を小田原藩では「御渡米^{おわたしまい}」と称している。改めていうまでもなく、俸禄米の支給は藩財政の状況に左右されるものであり、これが悪化すれば当然のことながらその削減がはかられるようになる。小田原藩の場合、このような削減措置を「減米^{げんまい}」と称し、その削減分を引いた残りの分、すなわち実収入分を「手取米^{てとりまい}」と称していた。「吉岡由緒書」に記されているのはこの手取米である。ただし、藩当局から拝借金を借りている場合にはこの手取米も全額が支給されるというわけではなく、その利足分（「差上米^{さしあげまい}」という）や年賦返済分（「引取米^{ひきとりまい}」という）が差し引かれた。「吉岡由緒書」にはこれらの「差上米」や「引取米」についての記載はみられないが、単に省略したのか、拝借金自体を受け取っていないのかについては不明である。こうした差し引き分がある一方で、役職に就任した場合には「役米^{やくまい}」が、また、臨時の役目を負ったりした場合には役料や「別被下^{べつくだされ}」と称して米金銀が支給されたり、収納の状況や役替えに応じて「余米^{よまい}」や「増米^{ぞうまい}」などといった名目で別に米金が支給されることもあった。また、俸禄米の支給額は、毎年11月に当年の収納状況を確認した上で決定されたから、実際にこれが支給されるのは12月から翌年の11月までの期間であった。各家臣には11月付けで「御物成相渡通^{おものなりあいわたしかよい}」と称する給付書が配付された。これはその年の状況に応じて各人の手取米の額を決定した上で、先の諸点を計算して総支給額を算出し、これに月割の支給額を添えて通知したものである。俸禄はそれぞれの「家」に対して支給されるものであり、これを「家禄^{かろく}」と称している。

3. 俸禄米問題からみた小田原藩政の展開

表3は、「吉岡由緒書」に記載された吉岡家に対する俸禄米の支給状況をすべて書き抜いたものである。また、グラフ1は、これをグラフ化したもので、青棒が手取米で、これに役米や余米などを加えて図示した。これらをもとに、以下5つの節に分けて、俸禄米と藩政の展開について検討していきたい。

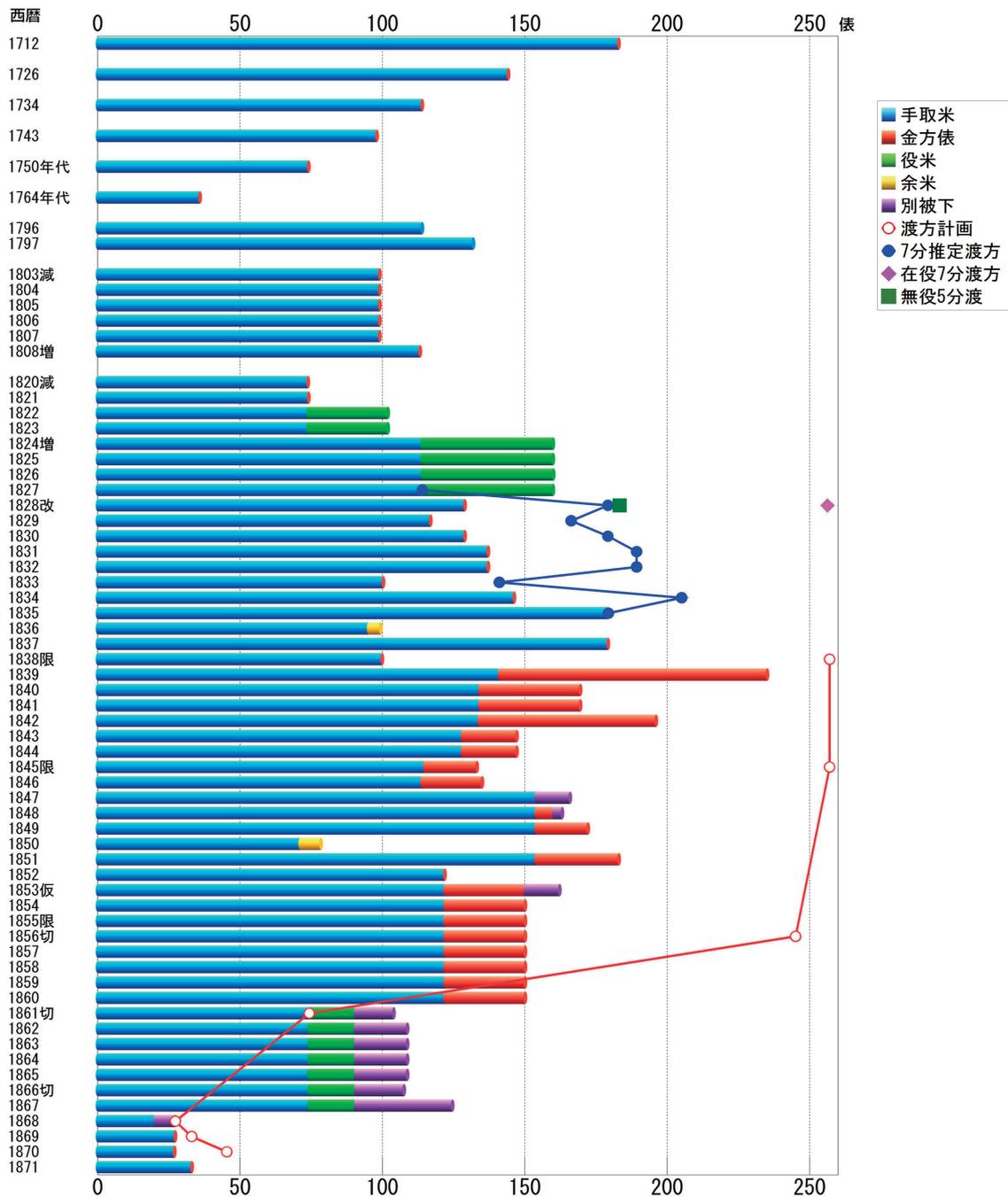
3-1. 大災害後の俸禄米

「吉岡由緒書」の中で最初に家中俸禄米に関する記事が登場するのは、富士山噴火から5年後、1712（正徳2）年のことである。

表3. 吉岡家の俸禄支給

西暦	年号	仕法	歩掛	手取米(俵)	%	金方渡	銀(貫文)	俵換算	役米	余米	別被下米	扶持米総計(俵)	%
1712	正徳 2		0.5	183.05400	50.0							183.054000	50.0
1726	享保11		0.4199	144.32000	39.4							144.320000	39.4
1734	享保19		0.3106	114.01935	31.1							114.019350	31.1
1743	寛保 3		0.2717	98.10000	26.8							98.100000	26.8
1751	宝暦年中			74.22202	20.2							74.222020	20.2
1764	明和年中			36.00000	9.8							36.000000	9.8
1796	寛政 8			114.01935	31.1							114.019350	31.1
1797	寛政 9		0.3647	132.00000	36.0							132.000000	36.0
1803	享和 3	減米											
1804	文化 1			99.17000	27.0							99.170000	27.0
1805	文化 2												
1806	文化 3												
1807	文化 4			99.17267	27.0							99.359150	27.1
1808	文化 5	増米	0.3	113.35000	30.9							113.350000	30.9
1820	文政 3	減米		74.00000	20.2							74.000000	20.2
1821	文政 4			74.22203	20.2							75.091820	20.5
1822	文政 5												
1823	文政 6			74.00000	20.2				28			102.000000	27.8
1824	文政 7	増米	0.3106	114.00000	31.1							160.000000	43.6
1825	文政 8												
1826	文政 9			114.10935	31.1				46			160.109350	43.7
1827	文政10			114.00000	31.1							160.000000	43.6
1828	文政11	改革	-0.3	129.00000	35.2							129.000000	35.2
1829	文政12		-0.35	117.00000	31.9							117.000000	31.9
1830	天保 1		-0.3	129.00000	35.2							129.000000	35.2
1831	天保 2												
1832	天保 3		-0.26	137.25900	37.4							137.259000	37.4
1833	天保 4		-0.45	100.36260	27.4							100.362600	27.4
1834	天保 5		-0.2	146.35000	39.9							146.350000	39.9
1835	天保 6		-0.3	179.34336	48.9							179.343360	48.9
1836	天保 7		-0.5	95.17689	26.0					4.29982		100.106710	27.3
1837	天保 8		-0.3	179.34336	48.9							179.343360	48.9
1838	天保 9	年限	-0.5	100.00000	27.3							100.000000	27.3
1839	天保10		-0.025	141.13764	38.5	37.2.2	3.588	94.078440				235.216080	64.2
1840	天保11			134.35020	36.6	14.1.0	0.648	35.241240				170.221440	46.4
1841	天保12												
1842	天保13		-0.15	134.00000	36.5	25.0.0	0.75	62.196562				196.196562	53.5
1843	天保14		-0.05	128.19240	35.0	7.2.2	5.172	19.102860				147.295260	40.2
1844	弘化 1												
1845	弘化 2	年限	-0.455	115.00000	31.4	7.2.0		18.277500				133.277500	36.3
1846	弘化 3		-0.525	114.00000	31.1	8.2.0		21.092500				135.092500	36.8
1847	弘化 4		-0.4	154.00000	42.0					12.00000		166.000000	45.3
1848	嘉永 1		-0.59	154.08288	42.0	2.2.0	4.224	6.157620		3.00000		163.240500	44.5
1849	嘉永 2		-0.325	154.00000	42.0	7.2.0		18.277500				172.277500	47.0
1850	嘉永 3		-0.65	71.14344	19.4					7.2554		79.028840	21.6
1851	嘉永 4			154.00000	42.0	11.3.0		29.138750				183.138750	49.9
1852	嘉永 5		-0.075	122.00000	33.3							122.000000	33.3
1853	嘉永 6	仕法	-0.12			11.1.2	1.5	28.185000		12.0799		162.299680	44.3
1854	安政 1												
1855	安政 2	年限											
1856	安政 3	切替	根0.67	122.03478	33.3							150.219780	41.0
1857	安政 4												
1858	安政 5												
1859	安政 6												
1860	万延 1												
1861	文久 1	切替	根0.25								3.36075	78.303030	21.4
1862	文久 2												
1863	文久 3										18.19980	93.142080	25.4
1864	元治 1			74.31228	20.3								
1865	慶応 1												
1866	慶応 2	切替									17.00000	91.312280	24.9
1867	慶応 3										34.00000	108.312280	29.5
1868	明治 1			20.28000	5.5						7.00000	27.280000	7.4
1869	明治 2			27.31572	7.4							27.315720	7.4
1870	明治 3		-4	27.05700	7.4							49.117000	13.4
1871	明治 4			33.20000	9.1							33.200000	9.1

註) 小田原市立図書館寄託吉岡卓也家文書「吉岡由緒書」より作成



グラフ1. 吉岡家の俸禄支給

一、去ル元禄十六年大地震、宝永四年富士山焼上り、駿豆相御領分砂降⁽⁸⁾ニテ御取固相減、御物入多、御借財相嵩候ニ付、昨卯年被 仰出有之、御家中手取米五分⁽⁹⁾之御渡方ニ相成候ニ付、当年より減米ニテ高三百四十石御渡米百八十三俵五升四合也

すなわち、1703（元禄16）年の小田原大地震と、1707（宝永4）年の富士山噴火による砂降りの被害によって年貢の収納が激減した上に、出費と借財が嵩んだことから、昨卯年＝

1711（正徳元）年に家中手取米を5分＝半減とする旨が仰せ出された。実際に吉岡家では1711年から規定額の半分である183俵余が御渡米として支給されるようになったという。一般的には、このように俸禄米がカットされることを「^{かりあげ}借上」^{かりまい}「借米」などといい、とくに半分にカットされることを「^{はんち}半知」というが、小田原藩では用語としては使われていない。最初に断っておくが、この後、吉岡家の手取米がこの183俵を超えることはなかった。

前述したように、「吉岡由緒書」では、江戸時代前期から中

期にかけての記述は少ないが、確認できる限りを列举してみよう。

(享保 11 年)

一、今年御勝手御不如意二付、以来御家中減米被 仰出、高三百石以上四分一厘九毛九弗渡、高三百四十石、手取百四十四俵三斗式升余

(享保 19 年)

一、同年より又候御家中減米被 仰出、高三百石以上三分一厘六弗渡、高三百四十石、手取百十四俵一升九合三勺五才

(寛保 3 年)

一、今年御勝手御増借二付、御家中減米被 仰出、高三百石以上二分七厘一毛七弗渡、三百四十石御渡米九十八俵一斗余

(宝暦年中)

一、此頃御勝手次第二御増借にて追々減米被 仰出、宝暦年中より高三百石以上別て多分二減、三百四十石、米七十四俵式斗二升二合二才

表 3 とグラフ 1 にも明らかなように、1726 (享保 11) 年—144 俵余 (41.99%)、1734 (享保 19) 年—114 俵余 (31.06%)、1743 (寛保 3) 年—98 俵余 (27.17%)、1751 (宝暦元) 年代—74 俵余 (20.4%) と、まさに地滑りのように手取米が減少していくのである。ただし、これは知行高 300 石以上という制限付きであり、これ以下の層については不明ではあるが、減米の措置が施されたことは確かであろう。いずれにせよ、ここでは「今年御勝手不如意二付」「今年御勝手御増借二付」「此頃御勝手次第二御増借にて」といった文言が書き添えられており、元禄大地震と宝永富士山噴火以降は、借金が嵩んで急激に財政が逼迫していくようすをみてとることができる。

もちろん、こうした状況に藩当局が手をこまねいていたわけではない。当時の藩主忠興は、1757 (宝暦 7) 年 4 月に「江戸・小田原御暮方根元之不足故」に「此度御改」めを命じた。この際、吉岡家の当主信定は年寄役を勤めていたが、同時に嫡子信正も部屋住みの身分で郡奉行に任じられている。忠興の「御暮方改正仕法」については、今後さらに検討が必要であるものの、その後の状況が必ずしも好転したわけではない。

明和年中 (1764~71) には、「先御代 (忠興) より追々御増借二相成、当御代 (忠由) 必至と御差支にて御渡米次第二相減」となったために、高 1,000 石の上級家臣でも手取米はわずか 60 俵 (5.5%) で、小給の者にいたっては、月々の端米を袋に入れて渡したことから、これを「明和之袋米」と称して現在に語り継いでいるという。吉岡家でも当時は月々 3 俵ずつを支給されるのみで、これは 12 か月で換算すれば 36 俵となり、支給率はわずか 9.8% と、10% を割り込む低さであった。吉岡家では当時、そのために下女 1 人のほかは召使いを抱えることもままならなかったという。忠興の「御暮方改正仕法」もむなしく、明和期はまさに、家臣の俸禄米の支給、したがって藩政の窮乏化という点では最低の時期であった。したがって次代の忠由は、襲封の翌年の 1764 (宝暦 14) 年 1 月に「御賄方御趣法」の改正を命じた。しかしながら、忠由自身は、それから 5 年後に病没しており、改正の是非を判断することは難しい。

ただし、別稿であきらかにしたように、富士山噴火後、被害の大きい村々については、幕府に上知された上で、小田原藩領には代知が与えられたから、年貢額に関していえば、それほど大きな落ち込みがあったわけではない⁸⁾。とはいえ、元禄大地震における城と城下の復興にも多大な費用がかかっていたし、代知には播磨国 (兵庫県) や美濃国 (岐阜県) などの遠隔地を含んでいたため、年貢収納や支配について支障が大きかったのも確かであろう。年貢の収量以上に、俸禄米の支給状況は逼迫していたのである。さらには、上知された村々の全域が返還された 1747 (延享 4) 年以降の方が、より問題は深刻であった。その意味では 1750 代から 1770 年代 (宝暦~明和期) にかけて、俸禄米が最低を記録することは当然であったといえよう。また、これも別稿で、1770 (明和 7) 年に、田方反取額を一斉に上げて年貢の増徴を図ったことを指摘したが⁹⁾、この時期に、俸禄米の支給が限界に達していたこともまた確認できよう。

3-2. 藩主忠真の改革と根取米仕法

「吉岡由緒書」では、明和期以降の記述がしばらく欠けているので、その後の状況については明らかにし難いが、天明の飢饉を除いて、遅くとも寛政期 (1789~1801) には復調の兆しがみられるようである。次の史料は、「吉岡由緒書」1797 (寛政 9) 年 11 月 11 日付けの記事である。

是迄明和年中格外之減米以来少々ツハ相緩候得共、天明度飢饉等二て御物成相減、揚米・御借米等有之、御渡方不取極、例年百俵以上手取候年ハ無之、寛政二至り少々相増候得共、為差有余無之、明和後は迄廿四年之間下式、三人（中略）右被 仰渡之通当暮被 仰出有之、来午年より御家中三分六厘四毛七弗之渡二相成く但、三百石以上之御渡也、三十石六分六厘六毛、御扶持五人分九分七厘余、高三百四十石にて百三十二俵余、手馬飼立候者えは別段御手宛有之、依之三、四百石取以上之者ハ多分手馬牽入候得共、右御手宛も有之儀二付、御賄方之者ハ何れも手馬ハ飼不申候由、此頃之召仕、若党壹人、中間貳人、下女貳人差置候由

明和年中（1764～72）に格外的減米を命じられて以降、少しずつ増加傾向にはあったけれど、天明の飢饉によって物成（年貢）が減少したために「揚米」「御借米」などがあって、俸禄米の支給が定まらず、例年 100 俵以上を支給されたことはなかったという。そして寛政年間（1789～1801）に入ってまた少々増額となったが、さしたる有余もなかった。ところが、この度、300 石以上の御渡米が 3 分 6 厘 4 毛 7 弗（36.47%）、133 俵余が支給されることになったため、明和期以降これまでの 24 年間は下人を 2,3 人しかおけなかったものが、この頃には若党 1 人、中間^{ちゅうげん} 2 人、下女 2 人をおけるようになったというのである。

こうした俸禄米支給の変遷は、この時期の年貢収量の変遷と見事に合致する。とくに寛政期の年貢収量の増加については、1794（寛政 6）年の増徴定免制の導入が大きかった。小田原藩はこの年の 3 月に、藩財政の窮乏により宝永富士山噴火による砂降以来の減免処置を停止し、年貢額を増徴した上で、定免制を導入することを命じた¹⁰⁾。ただし、ここでいう定免制は、田畑各等級の反取額を一定にするものであり、10 か年を年季として更新されたが、1794 年以降は、定免の反取額が変更されることは基本的にはなかった¹¹⁾。そしてその後、1796（寛政 8）年 1 月 18 日には、藩主忠顕が 37 歳で、16 歳の忠真に家督を譲っているものの、その後の俸禄米は増減をくり返すことになる。

1803（享和 3）年には、「今年より後御渡方相減」じるということで、吉岡家の手取米は 99 俵 1 斗 7 升余となった。わずかながら、また 100 俵を切ったわけである。この年、23 歳

になった忠真は、旧弊の改革を宣言しており、俸禄米の減米もその一環であったと考えられる。ところが、1812（文化 9）年には、「今年より御渡方相増」と俸禄米支給が増額となり。300 石以上は 3 分（30%）余の手取となり、吉岡家は 113 俵 3 斗 5 升余が支給された。これがさらに 1820（文政 3）年には「御勝手御如意二付、当暮より三ヶ年間宝暦度之通之御渡方二被 仰出候」となった。表 3、グラフ 1 に明らかなように、吉岡家の手取米は、宝暦年中（1751～64）と同様に 74 俵余となった。そしてこの年限となる 1824（文政 7）年にはまた増額となって、以後 4 年間は 114 俵が手取米として支給された。このように、複数年にわたって同じ額の俸禄米が支給されるようになるのもこの時期の特徴といえよう。ただし、1822（文政 5）年には役米 28 俵が支給され、1824 年には 46 俵に増額されている。役米は、吉岡家の当時の当主信基が、御賄方（御勝手方）年寄役に任命されたことと、1824 年の役米増額は、俸禄米増額に関係してのものと思われる。また、この間に藩主忠真は、1804（文化元）年に寺社奉行・奏者番兼帯、1810（同 7）年大坂城代、1815（同 12）年に京都所司代となり、1818（文政元）年に老中に就任している。

いずれにしても、こうした俸禄米支給の増減は、年貢米収量の増減とは必ずしも一致しない。文化～文政期（1804～30）の年貢米は、富士山噴火以降ではもっとも高額で安定しており、とくに 1821（文政 4）年には藩領全域で最高額を記録しているのである¹²⁾。したがってこの間の増減は、年貢米の増減を反映したものというよりも、忠真の幕閣昇進にともなう出費に関係したものといえよう¹³⁾。そして 1827（文政 10）年 11 月、忠真は「十ヶ年御勝手向き改革」を宣言した。改革もさらに大きな転機をむかえたのであった。

「十ヶ年御勝手向き改革」は、積もり積もった借財の整理を第一の課題として、10 か年を期限として徹底した節約をめざそうというものであった。そのために関東における領地の朱印高（表高）の内 4 ツ物成、すなわち朱印高（表高）の 40%を「土台」と定める。具体的には、関東の朱印高 5 万 3,430 石余の 4 ツ物成（40%）が 3 万 2,057 石余で、3 斗 7 升詰めの俵に換算すると 8 万 6,642 俵余となり、そのうち田方米を 7 万 4,867 俵余、畑方金を 4,737 両余と見積もっている¹⁴⁾。小田原藩では、米 1 石＝金 1 両＝永 1 貫文という換算方式が採用されている¹⁵⁾。これを当てはめれば、米と金の比率はおおよそ 85%対 15%である。そしてそれぞれの米金

高は、18世紀末からの実際の年貢米永の収納量から算出されたものであることが指摘できよう。この計算式（3斗7升詰め俵米を石に換算し、畑方永1貫文→金1両→石1石としてこれに加えて年貢総量とする）によると、関東の領地では1798（寛政10）年に年貢総量が朱印高の40%を超えたのを皮切りに、以後1822（文政5）年までの25年間で40%を越えた年が19回を数えているのである¹⁶⁾。

すなわち、これらを根拠としたのが関東朱印高の「四ツ物成」という基本財源であり、このうちの40%を藩主や御台所の入用に、60%を家臣の俸禄米にあてること、そのために10か年の間格別の儉約を命じるというのが改革の基本方針であった。このように、「十ヶ年御勝手向き改革」は、何よりも藩財政の再建をめざしたものであったが、実際には、役職の統廃合と兼職による役人のリストラ、当主の隠居と代替わりの推進、御番帳入の内、蔵米取の家臣の知行取への転換など行財政の全般にあたるものであった。これらについてはすでに詳しく検討している¹⁷⁾、ここでは一番の主眼となる俸禄米の問題についてまとめておくことにしよう。「吉岡由緒書」には次のような記述がみられる。

一、十一月御改革被 仰出、在役之者三百石以上七分或ハ六分渡、以下歩落、無役三百石以上五分渡、其以下歩落之御渡ニテ、高三百四十石、根取百八十三俵余、当年分掛御手伝被 仰付候間、来丑年手取米之三分減ニテ百廿九俵

これには少し補足が必要なので、表3およびグラフ1も参考にしながら、説明しておきたい。前述したように、従来の規定では、本来支給されるべき俸禄米に対して〇分渡というように支給率を乗じて各人の手取米が決定されていた。ところが、この時の改革では、まず知行高と役職についているか否かを基準に、一定の率を乗じて基本的な支給額を決定した。これを「**根取米**」^{ねとりまい}といい、この方法を小田原藩では**根取米仕法**と呼んでいる。さらにここから「**御手伝引**」^{おてつだいびき}（あるいは単に「御手伝」）と称して、この年の豊凶や財政事情に応じて、〇分減というように一定の額が差し引かれることになったのである。これを「**歩掛**」^{ぶがけ}といい、そこから段階的に支給率を上げていくことを「**歩開**」^{ぶひらき}といい、逆に下げていくことを「**歩落**」^{ぶおち}といった。「吉岡由緒書」の記事によると、在役の者、すなわ

ち役職に就いている者は、300石以上は7分（70%）ないしは6分（60%）渡しで、無役であれば300石以上は5分（50%）渡しとなっている。在役か無役かによって根取米の額が異なるのである。ただし、ここでいう「歩落」は、御手伝引きのことである。したがって本来は、知行高が少なくなるほど根取米の支給率は上がることになる。

勝手方年寄であった吉岡信基は、改革に際して、新たに勝手方頭取となった服部十郎兵衛と対立し、結果、勝手方年寄役の職を解かれている。信基の主張は、詰まるところ、まだまだ財政が厳しい中では、俸禄米の支給を増額することには反対ということであった。相反することではあるが、「十ヶ年御勝手向き改革」では、俸禄米の支給を増額することが一つの目標であり、これは同改革における家臣団再編の意志を示すものであったと考えられる¹⁸⁾。いずれにしても、これによって吉岡家は無役となったために5分根取米が適用された。したがって根取米が183俵余、ここから当年分の御手伝引3分（30%）が差し引かれて129俵となっているのである。在役7分であれば179俵余となり、その差額は実に50俵余におよんでいる。そこで表4は、在役7分の場合の支給分も概算で出して作成した表である。また、グラフ1では、在役7分渡の場合の推定支給額を青丸で図示し、折れ線グラフでその推移を示した。また、赤菱形のしるしは、本来支給される根取米の額を、緑四角のしるしはこれも本来支給される無役5分支給の額を示している。

実際、無役であっても1833（天保4）年の天保飢饉の際を除けば、それ以前よりも手取米が増えていることが確認できよう。もし、在役であったなら、御勝手方年寄役を勤めていた時期の手取米と役米を加えた支給額よりも多くなっているのである。表4で確認できるように在役と無役の差は、少ない年で40俵余、多い年では58俵余の差になっている。ただし、1835（天保6）年には、吉岡信寛（後、信之）が目付役を拝命したことにより、以後は7分の根取米となっている。

表5は、1833（天保4）年段階における根取米と御手伝引についてまとめたものである。この段階では、100石以上と30石以下を基準として、その間が歩開となっている。御手伝引は、100石と30石の間が歩落である。この表に明らかのように、御番帳入も御番帳外も根取米7分と6分にわかれており、30石以下は9分と8分5厘、無役は5分と8分、「小児」「役金差出候者」はいずれも3分である。また、大年寄・

表 4. 吉岡家の根取米支給計画と実支給額

西暦	年号	仕法	歩掛	扶持米総計	支給率(%)	藩主	渡方計画	無役5分渡	7分推定渡方	7分渡差額					
1827	文政10			114.000000	31.1	忠真	256.2756	183.33	114.000000						
1828	文政11	改革	-0.3	129.000000	35.2				179.178720	50.178720					
1829	文政12		-0.35	117.000000	31.9				166.245240	49.245240					
1830	天保 1		-0.3	129.000000	35.2				179.178720	50.178720					
1831	天保 2		-0.26	137.259000	37.4				189.273504	52.014504					
1832	天保 3		-0.26	137.259000	37.4				189.273504	52.014504					
1833	天保 4		-0.45	100.362600	27.4				141.008280	40.645680					
1834	天保 5		-0.2	146.350000	39.9				205.045680	58.695680					
1835	天保 6		-0.3	179.343360	48.9				179.343360						
1836	天保 7		-0.5	100.106710	27.3										
1837	天保 8		-0.3	179.343360	48.9										
1838	天保 9		年限	-0.5	100.000000				27.3	257.0148000					
1839	天保10			-0.025	235.216080				64.2						
1840	天保11			-0.225	170.221440	46.4									
1841	天保12	-0.225		170.221440	46.4										
1842	天保13	-0.15		196.1965625	53.5										
1843	天保14	-0.05		147.295260	40.2										
1844	弘化 1	-0.05		147.295260	40.2										
1845	弘化 2	年限		-0.455	133.277500	36.4	257.0148000								
1846	弘化 3			-0.525	135.092500	36.9									
1847	弘化 4			-0.4	166.000000	45.3									
1848	嘉永 1			-0.59	163.240500	44.5									
1849	嘉永 2			-0.325	172.277500	47.0									
1850	嘉永 3			-0.65	79.028840	21.6									
1851	嘉永 4			183.138750	50.0										
1852	嘉永 5		-0.075	122.000000	33.3										
1853	嘉永 6		仮仕法	-0.12	162.299680	44.3									
1854	安政 1				150.219780	41.0									
1855	安政 2		年限 切替		150.219780	41.0				245.1072445					
1856	安政 3			根0.67		150.219780									41.0
1857	安政 4					150.219780									41.0
1858	安政 5				150.219780	41.0									
1859	安政 6				150.219780	41.0									
1860	万延 1				150.219780	41.0									
1861	文久 1	切替			根0.25	78.303030	21.4	74.3122800							
1862	文久 2		93.142080	25.4											
1863	文久 3		93.142080	25.4											
1864	元治 1		93.142080	25.4											
1865	慶応 1		93.142080	25.4											
1866	慶応 2		切替			91.312280	24.9								
1867	慶応 3					108.312280	29.5								
1868	明治 1					27.280000	7.4								
1869	明治 2		27.315720	7.5	忠良	27.2800000									
1870	明治 3	-4	49.117000	13.4		33.0000000									
1871	明治 4		33.200000	9.1		45.3500000									

註) 小田原市立図書館寄託吉岡卓也家文書「吉岡由緒書」より作成

御家老・年寄・御用人は7分で御手伝引はない。諸組附は8分で同じように御手伝引は設定されていない。注目すべきは、御番帳入の摂河郡奉行と代官が9分5厘、御番帳入の摂河御奉行手代・開発方小頭兼帯が同じく9分5厘で御手伝引が設定されていないことであろう。遠国である関西の飛び地領を管理することが配慮されたことはいままでのない。また、御番帳入で根取米7分に指定されたのは役方、6分は番方が主であったといえよう。ここにも当時の役方重視、す

なわち藩の行財政を取り仕切る役人を重視する方針が表われている。

藩主忠真の藩政前期は、俸禄米が増減する傾向にあるが、それも一定の期間同額であることも特徴であった。そして1828(文政11)年の「十ヶ年御勝手向き改革」では、これまでの俸禄米支給の方法であった減米一手取米方式から、在役か無役かを基準とした根取米一御手伝引方式へと根本的な改正が図られたのである。在役の場合は、とくに御番帳入

表5. 1827（文政11）年の根取米支給計画

区分	役職	根取米支給率			御手伝引		
		100石以上	99～30石	30石以下	100石以上	99～30石	30石以下
御番帳入	大年寄/御家老/年寄/御用人	0.7					
	大目付/御側目付/寺社奉行/町奉行/郡奉行/御目付/大勘定奉行/御普請奉行/御屋敷奉行/山奉行/大金奉行/吟味役/御代官/改役/御貨物取立役	0.7	歩開	0.9	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	御旗奉行/御鑓奉行/御持頭/御先手頭/箱根伴頭/根府川伴頭/御使番/御近習/御手道具預/御道具目付/箱根横目/奥医/御案役/御使者役/御武具預/御数寄屋方/御料理人頭/所々御関所御番士/上々様附/主税殿用向取扱	0.6	歩開	0.85	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	摂河郡奉行/摂河御代官	0.95					
	<無役>	0.5	歩開	0.5	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	<小児/役金差出候者>	0.3	歩開	0.6	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
御番帳外	立合役/御雑用奉行/浦代官/山代官/御屋敷方下役/御道具目付下役/御蔵役/本木奉行/御勘定人/御肴奉行/寺社奉行手代/町奉行手代/郡奉行手代/川除方/開発方/御大工頭/御大工棟梁/葺師棟梁/砂官棟梁/御雇方取扱	0.7	歩開	0.9	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	坊主組頭/伊賀役/御右筆/御右筆所書役/米見役/炭薪預/御船方/鞍道具預/飼料方/平坊主/上々様御番人/御中間小頭	0.6	歩開	0.85	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	摂河郡奉行手代・開発方小頭兼帯	0.95					
	<無役>	0.5	歩開	0.8	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
	<小児/役金差出候者>	0.3	歩開	0.6	-0.25	歩合落減(歩落)	-0.0833
諸組附		0.8					

註) 拙稿「小田原藩における俸禄米と行財政」『地域史研究と歴史教育』（熊本出版文化会、1998年）表2を修正して引用

の役方が優先された。しかしながら、この改正は俸禄米を減額するためではなく、むしろ増額することが企図されたことに注意する必要があるだろう。その背景として、とくに文政期（1818～1830）にかけて年貢収量が回復し、元禄大地震と富士山噴火以前の水準に近くなったということを指摘しておきたい¹⁹⁾。

3-3. 改革の継続と金方渡

藩政改革については、その政策内容や意義、成果について検討することは当然のことではあるが、得てして、改革のその後についてはあまり明確でない場合が多いように思われる。本稿で「藩政の見取り図」を課題にするのも系統的に藩政の推移をみていきたいためである。

「十ヶ年御勝手向き改革」は、1838（天保9）年が年限で

あったが、この前年、1837年3月9日に忠真自身が死去し、その後は嫡孫の仙丸がわずか9歳で襲封している。それでは、年限を迎えて忠真の改革はどのようになったのであろうか。

結論からいえば、忠真の「十ヶ年御勝手向き改革」の基本である関東朱印高のうち4つ物成を「土台」とし、そのうちの40%を藩主や御台所の入用に、60%を家臣の俸禄米にあてるという方針は維持されている。その上で今度は1839年から7か年限で継続されることになった。ただし、俸禄米の支給方法については、大きな変更があった。

一、同月十一日、御改革年限二付御渡方相改、高三百石以上七分渡、其以下百石余迄歩開、百石八分渡、其以下三十石余迄歩開、三十石以下九分渡、手取米之内百石以上四分五厘通金方渡、其以下三十石余迄

歩落、三十石以下一分五厘通金方渡、但、閏月御渡方無之候

一、年柄二寄御収納高相減候節ハ右減米丈上々様御用途を始、御台所御入用并御家中在役・無役共上下割合を以歩合減被 仰付候

一、臨時御入用有之節、高百石以上二分減、其以下三十石余歩落、三十石以下六厘六毛六弗減迄ハ無役之者御手伝被 仰付、其余は 上々様御用途を始御台所御入用并御家中在役・無役共減歩合被 仰付候、御役高より手取米相増居候丈ハ最初より無役並之歩掛可被 仰付候(中略)

右御渡方高三百四十石、米式百五十七俵四厘内米百四十一俵三分七厘二毛正米渡、米百十五俵六分六厘八毛、此金四十六兩一步・銀一匁三厘二毛金方渡右様被 仰出候得共、当年不作、臨時御物入多二付、来亥年一ケ年ハ別法にて、去ル申年被 仰出候通、酉年同様三百四十石、百俵余之御渡二被 仰付候

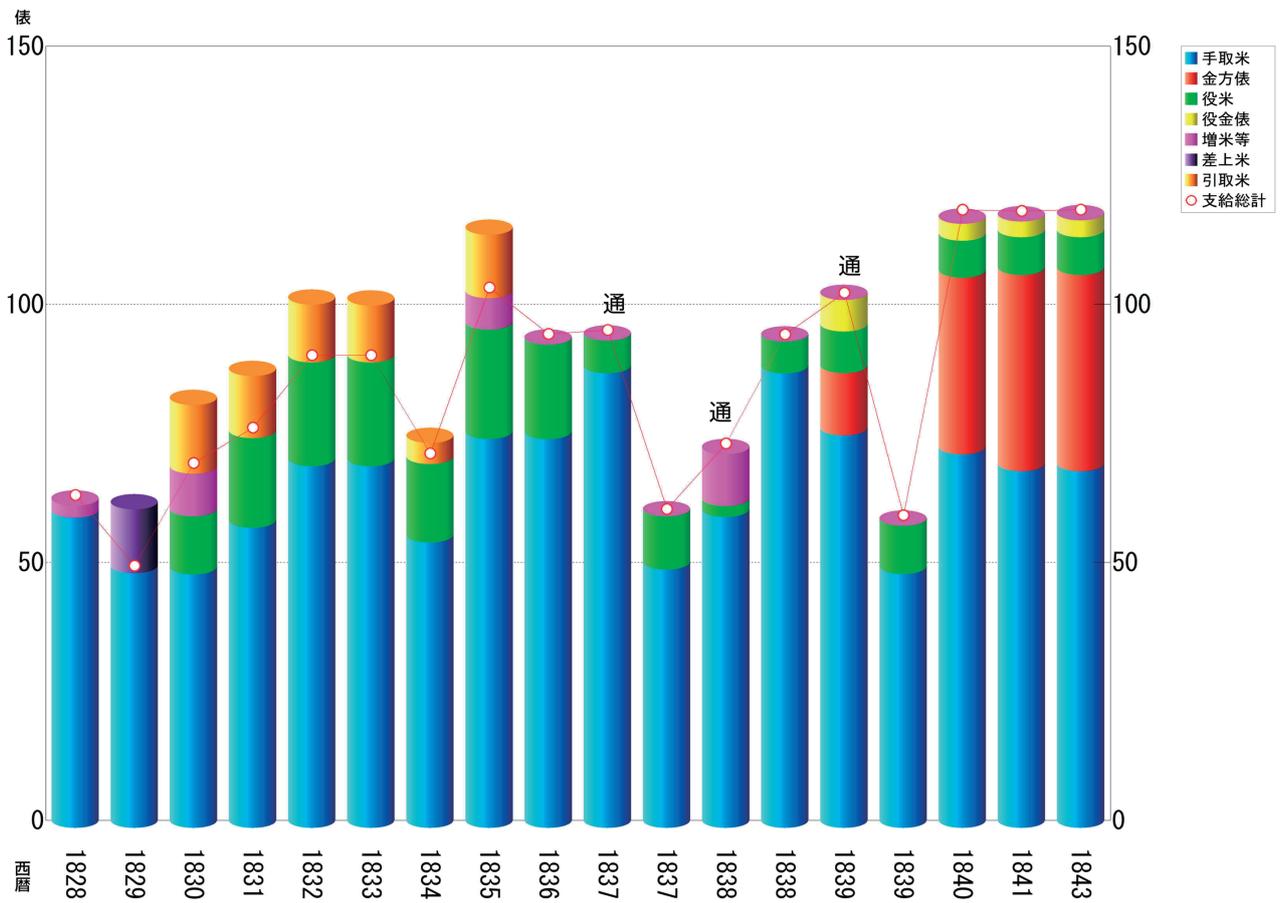
改革年限なので俸禄米支給の改正を申し渡すという。具体的には知行高 300 石以上は根取米 7 分 (70%)、100 石は 8 分 (80%)、30 石以下は 9 分 (90%) とし、それぞれの間はすべて歩開(漸増)とする。さらに注目すべきは、手取米が 100 石以上になる場合は 4 分 5 厘 (45%) を「金方渡」とし、30 石以下であれば 1 分 5 厘 (15%) が金方渡で、その間は歩落(漸減)となっている。すなわち、根取米の一部を金銭で支払うというのである。しかも根取米の割合は前代より細かくなっており、100 石から 300 石までが 8 分となっている。実質的に俸禄米の支給は増えているのである。ただし無役が 5 分 (50%) であることは変わらないようである。さらに年柄によって年貢収納が減少した場合は、藩主御用途をはじめ、台所入用さらには在役・無役にかかわらず一定の割合をもって「歩合減」とすること、臨時入用がある場合は、無役の者であっても知行高 100 石以上で 2 分 (20%) 減、30 石以下で 6 厘 6 毛 (6.6%) 減とし、その間は歩落(漸減)とするという。これによれば、臨時入用でなければ無役には減額の処置は行われないことになる。それ以外でも、場合によって藩主御用途、台所入用ならびに在役・無役にかかわらず歩合減、すなわち段階的に支給減を命じるという。しかも役高より手取米が増えている分については、最初から無役並みの歩掛と

するというのである。

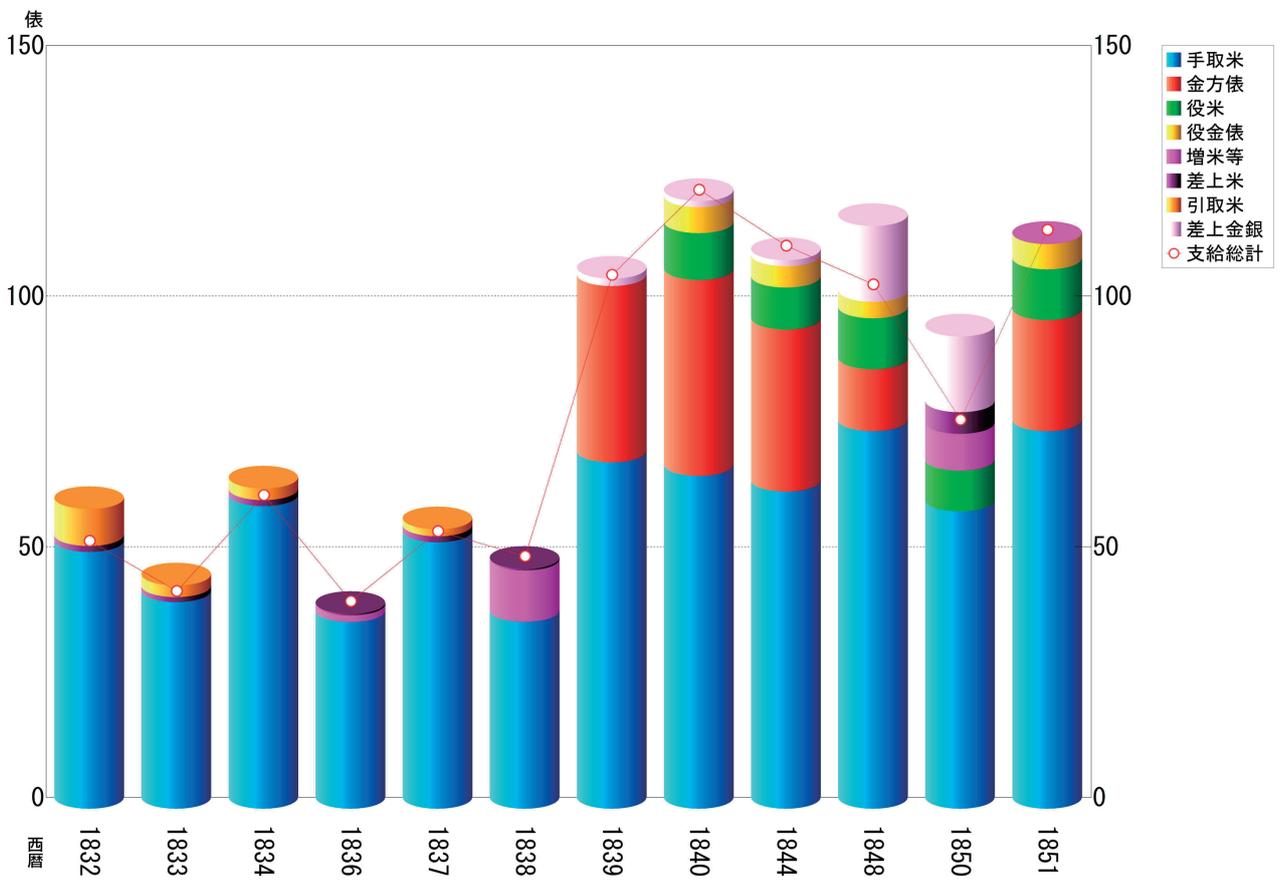
この結果、吉岡家に対する俸禄米は、根取米の計画が 257 俵 1 升 4 合 8 勺と、1828 (文政 11) 年段階とほぼ変わらない。ただし、このうち 141 俵 3 分 7 厘 2 毛を正米渡しとし、残りの 115 俵 6 分 6 厘 8 毛を金 46 両 1 分と銀 1 匁 3 厘 2 毛で支給するというのである²⁰⁾。ただし、来年 1 か年は別法として 100 俵余とするという。しかも 1839 (天保 10) 年の実質的な支給額は、100 石以上に 2 分 2 厘 5 毛の御手伝減を命じられ、正米渡が 134 俵 3 斗 5 升 2 才で、金方渡が金 14 両 1 分と銀 6 分 4 厘 8 毛となっている。グラフ 1 にある赤丸のしるしは、この時の改正によって本来支給されるべき俸禄米の額を示している。以下、俸禄米に関する仕法について切り替えが行なわれる年の、本来の支給額についても赤丸で示し、その間を折れ線グラフでつないだ。ここで注意されるべきは、この赤丸のしるしと 1828 年の「十ヶ年御勝手向き改革」で示された本来支給されるべき俸禄米の額と同額であるということである。ただし、その後も 1 度として規定の額が支払われたことはなかった。

このように、改革年限の 1838 (天保 9) 年には、基本方針も根取米仕法も継続されたが、俸禄米についてはさらに大きな改正点があった。何より注目すべきは、根取米の一部を金銭で支給するということであった。ただし、この財源については不明であり、今後の課題と言わざるを得ない²¹⁾。とはいえ、この時期は、財政的には一応、相対的に安定した時期であったということができよう。それを証明するように、この年限となる 1845 (弘化 2) 年には、「尚又十ヶ年追年被 仰出候」と、俸禄米の支給についてはそのまま継続となっているのである。

表 4 では、金銀支給の分を俵に換算して総計を算出し、グラフ 1 で図示するようにした。これによれば、1839 (天保 10) 年を境に俸禄米支給総額が大幅に増額していることは明らかであろう。こうした傾向は、同じ御番帳入の井沢家や有浦家の事例でも確認できる。井沢家の知行高が 165 石、有浦家が 150 石で、本来の支給米は、井沢家が 172 俵 2 分、有浦家が 162 俵であった。いずれも 300 石未満となるので、吉岡家とは根取米や減米額の比率が異なっている。グラフ 2 は、井沢家に対する 1828 (文政 11) 年から 1843 (天保 14) 年までのうち 15 年分の俸禄支給状況を²²⁾、グラフ 3 は、有浦家に対する 1832 (天保 3) 年から 1851 (嘉永 4) 年までのうち 12 年分の俸禄支給状況を²³⁾ 図示したものである。両家



グラフ 2. 井沢家の俸禄支給



グラフ 3. 有浦家の俸禄支給

の分析でも 1839 年に、金方渡によって俸禄支給が上昇したことを確認することができよう。ただし、それぞれの史料は異なっている。グラフ 2—井沢家の棒グラフのうち、「通」とあるのは、前述した「おもものなりあいわたしかよ御物成相渡通」にある支給額で、それ以外は実支給額の記録を图示した。一方、有浦家の支給額はすべて実支給額である。1839 年以前についていえば、井沢家の方がもともとの知行高が高いこともあるが、それ以上に役米の支給額が大きいようである。ただし、一定度の引取米もあって、その分がマイナスになっている。また、「御物成相渡通」と実支給額との差をみれば、1838 年は別にして、基本的には「御物成相渡通」より実際の支給額は少なくなるようである。統計処理する際に気をつけなければならない点である。

これに対して有浦家の場合は、1839 年の金方渡の支給額が大きいのはもちろんであるが、基本的な手取米の額も大きくなっている。とくに 1844 年の実支給額は井沢家と有浦家はほとんど変わらない。その後、井沢家の実支給額は 1843 年までほぼ同額である。有浦家には、この間の史料が欠けているために単純な比較はできない。ただし、1844 年以降にはまた上下動が大きくなる傾向は、グラフ 1—吉岡家とほぼ同等である。

1838 年の改革年限から 1844 (弘化元) 年までの 7 か年は、金方渡の導入もあって、それまでに比べれば、俸禄の支給額自体は上昇していることが確認できた。ただし、基本的な俸禄米が増加しているわけではなく、1839 年以降の俸禄米の支給額は全体的に下降気味であった。それでも、いつにも増して俸禄の支給額をあげようという意図がはっきりとみえることが特徴であったといえよう。

3-4. 仕法年限と仮御法

次の記述は、「吉岡由緒書」1845 (弘化 2) 年 11 月 12 日の記事である。

一、十一月十二日、御法年限之處、尚又十ヶ年追年被仰出候、尤以来閏月有之年ハ別段御渡方被下置候旨も被 仰出候、右二付来午年高百石以上四分五厘五毛減二被 仰出、三百四十石手取米百十五俵余、金七兩貳歩余〈但、閏月ハ金一兩二歩ト錢二百七十四文ツハ渡〉○〈以来米金割合 相手取米之六分米方、

四分金方ニ相成ル〉

この年は、1839 年から 7 か年の予定で始まった仕法の年限となる年で、これから 10 年さらにこの方針を継続するという。実施はもちろん翌 1846 年からである。ここで継続されるのは、第一に、関東朱印高のうち 4 つ物成を「土台」とし、そのうちの 40%を藩主や御台所の入用に、60%を家臣の俸禄米にあてるという忠真の「十ヶ年御勝手向き改革」以来の方針である。第二に、俸禄米の支給方法も根取米仕法を継続し、なおかつ金方渡の方針も維持するということである。そのため、来年は、100 石以上の知行高に対しては 4 分 5 厘 5 毛 (45.5%) 減らすという。これは、根取米に対して減らすということであって、このマイナス分を引いた値が手取米となる。ただし、ここでは、これまで支給してこなかった閏月も俸禄を支給するという。俸禄をあげるという方針は、若干ではあるが、さらに拡大されているのである。吉岡家の場合は、知行高 340 石に対する手取米が 115 俵余で、金方渡が 7 兩 2 分余となり、閏月には金 1 兩 2 分と錢 274 文の支給となった。そしてこれ以来、手取米と金方渡の割合は、60%対 40%になるのだという。

その後の経過はというと、表 3 とグラフ 1 に明らかのように、毎年の年貢収納量に応じて減米率が決められ、手取米の額が決定した。もちろん、金方渡も同様である。ところが、1853 (嘉永 6) 年に大きな転機が訪れる。

一、当年御収納之位相分候二付、高百石以上米方一步二厘減、金方在役貳分減、無役四分被 仰出、外二百石以上歩掛多二付、余米別被下有之、高三百四十石手取米百貳十貳俵三升四合七勺八才、別被下米十二俵七升九合九勺、都合百三十四俵余、金十一兩一步貳朱・銀一匁五分〈御役二付分合御用捨分也〉、但、三ヶ年之間右御渡方二被居置候趣被 仰出候〈別被下ハ当年二限候也〉

当年の年貢収納量が確定したので、知行高 100 石以上は根取米から 1 分 2 厘 (12%) 減とし、金方渡は、在役のものについては 2 分 (20%) 減、無役であれば 6 分 (60%) 減とするという。また、100 石以上は「歩掛」つまり減少率が大きいから、余米を別に下されるという。その結果、吉岡家の俸

禄は、在役なので、手取米が122俵3升4合7勺8才に、別被下米として12俵7升9合9勺を加えて合計134俵1斗1升4合6勺8才となり、金方渡が金11両1分2朱と銀1匁5分であった。問題は、3か年はこの支給額に据え置くと記述されていることである。さらに別被下米は、今年度だけの措置であるという。1855年の改革年限まで3年残っていた段階で、手取米と金方渡を固定化するというのであるから、これは「仮御法」と呼ばれた。

この年に何があったのか。一つは、2月2日に起きた小田原地震である。「吉岡由緒書」によれば、この時の地震で御屋形が大破してしまったので、22日に帰城した藩主の忠愨は、大年寄杉浦平太夫の屋敷を宿所にしたという。また、この地震について、4月に幕府から1万両を拝借している。このうち、知行高570石から300石までの家臣には金4両2分が支給されたという。

今一つは、アメリカ東インド艦隊司令官ペリーが浦賀に来航したことである。小田原藩は、ペリー来航の翌日、6月4日から18日までの間、伊豆国下田（静岡県下田市）、小田原浦、大磯照ヶ崎（神奈川県大磯町）に兵を詰めさせている。

改めてグラフ1をみると、1845年の改革年限以降、手取米の支給額は上下の差が激しく、金方渡は抑え気味である。この1853年の仕法では、手取米の額を抑えつつ、金方渡を増額させている。それでも俸禄米の量に換算すれば、150俵程度で、この量に抑えたとみることができよう。しかもその後の俸禄支給は、小田原藩が幕末期の政情に巻き込まれていくことによってさらに大きな変更を迫られることになっていく。

3-5. 幕末・維新期の政情と金方渡・根取米仕法の廃止

1855（安政2）年は、1846（弘化3）年から始まった10か年仕法および1852年の仮御法の導入から3か年目にあたり²⁴⁾、その年限、つまり再検討の年にあたる。ところがこの年に「御転法」の取り調べは行なわれたものの、酒匂川の洪水と江戸大地震などで入用が嵩んだために、1853年の「仮御法」の通り据え置きになったという²⁵⁾。実際の改正が行なわれたのは、翌1856年（安政3）年のことであった。次は11月26日の記事である。

一、同月廿六日、御法年限二付、来巳年より御渡方可相改候処、御物入多二付、来巳一ケ年は先是迄之通被差置、来ル午年より高七百石以上六分五厘渡、其以下三百石余迄歩開、三百石六分七厘渡、其以下百石余迄歩開、百石七分八厘渡、其以下三十石余迄歩開、三十石以下八分九厘渡之内百石以上四分二厘五毛通金方渡、其以下三十石余迄歩落、三十石以下一分四厘一毛六弗通金方渡被仰出、高三百四十石手取米貳百四十五俵二分八厘九毛六弗ノ内米百四十一俵一俵^(ママ)四厘一毛六弗正米渡、同百四俵四厘八毛、此金四十一両貳歩貳朱・銀四匁四分五厘八毛金方渡

この記事によれば、「御法年限」にあたるので、来年分からの俸禄について見直しをしなければならないが、「御物入」が多いので、来年1か年はこれまでの通りとするという。その上で、再来年=1858（安政5）年から以下のように改正するというのである。まず、高700石以上は6分5厘（65%）を支給することとし、以下「歩開」で、高300石は6分7厘（67%）が支給される。以下、高100石余までも「歩開」で100石は7分8厘（78%）、以下30石余までまた「歩開」となり、30石以下は8分9厘（89%）の支給となる。ただし、高100石以上は根取米のうち4分2厘5毛（42.5%）を金方渡とし、以下30石余まで「歩落」で、30石以下は1分4厘1毛6弗（14.16%）を金方渡とするという。前述したように、「歩開」は、知行高が少なくなるほど段階的に支給率を上げることがいい、「歩落」は逆に知行高が少なくなるほど段階的に支給率を低くすることを意味する。すなわち、俸禄のうち、正米（現物）で支給される米については、知行高が小さくなるほど支給率は上がるが、金方渡については、知行高が小さいほど逆に金銭で支給する割合が少なくなっていくということである。この結果、高340石の吉岡家では、手取米が245俵2分8厘9毛6弗となるが、このうち、正米渡が141俵4厘1毛6弗で、104俵4厘8毛の分は金方渡となり、その額は金41両2分2朱と銀4匁4分5厘8毛であった。

この時の仕法切替えでは、まず本来支給する予定の額=根取米が、1828年の「十ヶ年御勝手向き改革」以降、初めて減少したことが注目されよう（グラフ1. 赤丸のしるし）。しかも、これ以降もこの根取米と金方渡の総額が支給されることはなかった。翌1858（安政5）年以降、「吉岡由緒書」には、

毎年、「別段之訳ヲ以当年之通御渡ニて被差置候段被仰渡候」との記述があり、結果的に1860(万延元)年までは、正米渡・金方渡の総額はすべて150俵余となっている。結局、1854年から1860年までの7年分は、仮御法の際の支給額で一定化することになったのである。この間、1855(安政2)年10月2日には、1853年の小田原地震に引き続いて、江戸大地震が起こっている。また1854年から1860年まではほぼ毎年酒匂川が氾濫して、洪水を引き起こしていた。そのためとくに地方政策を中心に、安政の改革ともいべき政策転換が実施された²⁶⁾。さらにペリー来航後には、伊豆国下田をはじめ、各所への海防動員が行なわれている。開国しても海防に対する軍役が減少したわけではなく、かえって負担は増大していくのであった。

そして1861(文久元)年に改めて「御法年限」をむかえることになった。

一、十一月十日、御法年限之処、御物入多二付、来戌年より五ヶ年之間御家中御渡方、高千五百石一步七厘五毛渡、其以下三百石余迄歩開、三百石二步五毛渡、其以下百石余迄歩開、百石三步二厘五毛渡、其以下三拾石余迄歩開、三拾石以下七分四厘渡被 仰付、高三百四拾石手取米七拾四俵八步四厘四毛〈但、御徒頭二付御役料十六俵三分三厘五毛〉、外二当年豊作二付、別被下三百四拾石手取三俵九分七厘五毛

ここでいう「御法年限」とは、1856年に制定された根取米の改正から5か年の年限をむかえたことを示している。しかしながら、この改正による俸禄支給が1度も実施されたことはなく、1853年の「仮御法」の支給額のまま固定化されていたことは、先に分析した通りである。ここでの大きな改正点は、まず第1に、金方渡が廃止されたことで、記事の中には金銭の支給についてはいっさい出てこない。第2は、「御取締中根取之御定被成御置」²⁷⁾と、1828年の「十ヶ年御勝手向き改革」以降の根取米が廃止されたことである。上記の記事は、根取米額を示すのではなく、単純に支給すべき手取米の額を示したに過ぎない。ただし、それは「十ヶ年御勝手向き改革」以前の「減米」として算出するのではなく、単に支給率として計上している点が今回の改正の特徴であった。その結果、吉岡家が受け取る俸禄は、前年までの正米渡141

俵4厘1毛6弗と金方渡41両2分2朱・銀4匁4分5厘8毛に対して、手取米として74俵8分4厘4毛、御徒頭の役料として16俵3分3厘5毛が支給されることになっている。合計しても91俵1分7厘9毛と正米渡の支給額ですら大きく下回っているのである。ただし、当年は豊作であったことから、「別被下」として、13俵9分7厘5毛が支給されたのだが、これを加えても105俵1分5厘4毛となっている。1860年までの支給額が、金方渡を米に改めると、実質の支給額が150俵2分1厘9毛8弗ほどであったから、40俵以上の減額となったのであった。「別被下米」は、その後若干ではあるが、増加傾向にあったものの、全体的にはかなりの減少であることは間違いない。

俸禄米の支給状況に象徴されるように、この時期の藩財政はより一層、逼迫してきていたのであった。大坂の豪商鴻池家の記録によれば、小田原藩は、1842(天保13)年7月以来、借金の頼談はなかったが、1849(嘉永3)年7月に7年ぶりに頼談があると、その後はたびたび頼談しており、1861(文久元)年から1867(慶応3)年までは、毎年頼談を行なっている²⁸⁾。頼談は、上方商人に対して借金申し込みの相談をすることをいう。その理由も、1861年以前は、領内における連年の洪水や早損の被害、1849年の天守閣破損に江戸上屋敷の類焼、1853年の小田原地震、1855年の江戸地震など、災害に関するものが多く、幕府からの軍役としては海防があげられている程度であったが、1861年以降は、將軍家茂の上洛のために臨時入用、江戸大番役の拜命、イギリス艦隊の横浜集結に対する派兵、京都警衛に甲府城代の拜命等々、明らかに幕府による軍役過多が大きな要因となっていた。とくに1864(元治元)年の禁門の変では、戦闘には巻き込まれなかったものの、陣所が焼失したり、その後も天狗党追討のために敦賀出兵を命じられるなど、過重な負担を強いられることになった。さらに1868(慶応4)年5月には、幕府遊撃隊と官軍との間で藩論が揺れ動いたことから、箱根の山崎を中心とした戦闘に巻き込まれた。戊辰箱根戦争である。

1861年の「御法年限」による俸禄米改正は、また5か年を期限とするもので、1866(慶応2)年が年限となる年であった。しかしながら、その年に俸禄米支給に対する何らかの達が行なわれた形跡はない。「吉岡由緒書」にも関係する記事は出てこない。新たな記事は明治に改元後の11月16日のことであった。ここでは「先般御減禄ヲも被為蒙 仰、且近来引続

格外之御物入二付、御家中空扶持被 仰付候」と、近來は格別に物入りだからと言うことで、「^{からぶち}空扶持」が命じられた。これまでの俸禄米支給はすべて廃止するというので、その代わりに6歳以上は1か月1斗5升、6歳以下（未滿）は1斗、塩・味噌代として1か年に6歳以上は1分、6歳以下には2朱が支給されることになった。これを「^{つらぶち}面扶持」と称した。当時の吉岡家は、5人家族で、内1人が6歳以下であったから、俸禄米が20俵2斗8升、塩・味噌代が1両2朱、萩代（詳細不明）として1両1朱、「別被下」として、高400石から300石までが7俵、当主の信徳がお目付役を勤めていたため、この役料が7俵で、合計34俵2斗8升と金2両1分2朱が支給の総額であった。

翌1869年11月14日には、藩主の忠良が知藩事に任命されたということで、「^{じょうろく}定禄」となった。いわゆる定額制である。この時の定禄は、高1500石より500石までが38俵、高490石より100石までが33俵、高90石より30石までが28俵となっている。実質上の手取米は、前年と変わらない。ただし、「当巳年御入用多二付」ということで、吉岡家が該当する高490石から100石までは米27俵3斗1升5合7勺2才が実支給額であった。さらに1870年11月7日には、また定禄が改正され、500石以上は現米20石、100石以上は同17石、99石以下は14石、下土は11石、卒（足軽）は7石六斗となった。吉岡家は現米17石で、この手取米は33俵2斗であったから、実質的な支給額は1869年の定禄とほとんど変わらない。しかもこの年は100石以上は4石減ずることが命じられ、実質手取米は、27俵5升7合であった。結局のところ、前年の支給額より若干ながら減少しているのである。また、翌1871年11月7日には、前年と同様17石で手取米33石2斗が支給される予定であると「吉岡由緒書」には記されている。廃藩置県後のことであり、藩主の忠良は9月3日に、また前藩主の忠礼は、11月19日に移住のために東京に向けて出立している。次年の俸禄米支給が発表された12日後のことであり、実際には支給はされなかったと考えるのが妥当であろう。

むすびにかえて

本稿では、知行高340石取の家臣吉岡家の俸禄米支給状況を通して、1703（元禄16）年の大地震と1707（宝永4）年の富士山噴火という二大災害からの復旧過程と、近世後期

から幕末・維新时期における藩政の展開について概観してみた。俸禄米を手がかりとして検討した結果、この過程は以下の通り、9つの画期に分けることができよう。表3とグラフ1をもとに改めてまとめてみることにする。

- ① 1707年の富士山噴火から4年後の1711（正徳元）年、藩当局は、家臣への俸禄米支給額（御渡米）を半減することを申し渡した。小田原藩の規定では、知行高100石につき108俵を支給する仕来りであった。340石取の吉岡家では、366俵6斗6升が本来の支給額であったが、以後は183俵余を12か月に分けて支給されることになった。ただし、米の支給だけでみていけば、その後、この183俵余を超える米が支給されることはなかった。
- ② 1711年以降、とくに18世紀の前半は、地滑りのように俸禄米の支給額が減少していった。とくに明和年間（1764～72）に、吉岡家の俸禄米支給はわずか36俵余、支給率9.8%まで落ち込んだ。この時、小給の者たちには月々の端米を袋に入れて渡したことから「明和之袋米」と後年に語りつがれるという有り様であった。つまり、家臣への俸禄米は、宝永富士山噴火後に半減となって以降も、50年余にわたって減少を続けたのであった。
- ③ こうした減少傾向に歯止めがかかるのは、寛政期（1789～1801）のことである。とくに1794（寛政6）年には、富士山噴火後の年貢減免を止めた上で、増徴定免制が導入された。小田原藩の定免制は、年貢量を一定期間同額に保つのではなく、反取額を固定化することを示している²⁹⁾。
- ④ 増徴定免制導入の後、19世紀の前半には、藩主大久保忠真によって藩政の改革が積極的に進められた。その前半期である文化～文政期（1804～30）には、なお、俸禄米の支給は増減をくり返している。ただし、この時期の特徴として、支給額が毎年変わるのではなく、一定期間固定化されたことが確認できた。
- ⑤ 俸禄米の支給方法が大きく変わったのは、1828（文政11）年11月の「十ヶ年御勝手向き改革」を契機としてであった。この時の改革で、俸禄米支給には「根取米仕法」と呼ばれる方法が導入された。従来は、「御渡米」から「減米分」を差し引いた俸禄米を手取米として受け取っていたのであるが、根取米仕法では、まず役職を勤めているかどうかで支給率を決めた。役職を勤めていれば、7分（70%）もしくは6分（60%）、無役であれば5分（50%）とする。

これが「根取米」である。ここから「御手伝引」と称して、その年の豊凶などにより、一定額が差し引かれて手取米の額が決定した。

- ⑥「十ヶ年御勝手向き改革」の年限となる1838（天保9）年以降（実施は翌1839年から）も、改革の方針も根取米仕法も7か年の継続となったが、この時から新たに根取米の一部を金銭で支給する「金方渡」が始まった。金方渡にも御手伝引は適用されていた。ただし、この財源については不明である。
- ⑦1839年から始まった改革仕法の継続は、1845（弘化2）年に切り替えとなり、10か年の継続が決まった。ところが、1853（嘉永6）年2月に起きた小田原地震と、6月のペリ一航のために、今後3年間は手取額を減らした上で同額とする措置が実施され、これを「仮御法」といった。ところが、この切り替え年にあたる1855（安政2）年は、酒匂川の洪水や江戸大地震のためにさらに据え置きとなり、翌1856年に仕法替えとなった。仕法の期限は5か年で、特記すべきは、1827（文政10）年の「十ヶ年御勝手向き改革」以来初めて、根取米の額が減少となったことである。ただし、諸般の事情により、来年は今年と同じように「仮御法」のまま据え置くことが申し渡されたが、結局、この5か年仕法の時期も「仮御法」のまま据え置かれることとなった。すなわち、「仮御法」が導入された1853（嘉永6）年から8年間は、「仮御法」で決定した額がそのまま据え置く措置がくり返されたのであった。
- ⑧1856（安政3）年からの5か年仕法年限となる1861（文久元）年には、また新たに5か年の仕法替えが提示されている。ここでは金方渡と根取米が廃止となった。また、支給の方法も、本来の支給額に対して一定の支給率を乗じて手取米の額が決定されることになった。ここで根取米＝目標額と手取米＝実際の支給額の乖離という問題は回避されることになったが、それは手取米が「仮御法」の支給額から大きく減少した上で、定額となったことを示していた。またこの年限となる1866（慶応2）年に何らかの措置が行なわれた形跡はなく、1861年仕法替えで決定した手取米の額がそのまま支給されている。このように、1861年以降の俸禄米に関する措置は、将軍家茂の上洛のための臨時入用に始まり、江戸大番役の拜命、イギリス艦隊の横浜集結に対する派兵、京都守衛に、天狗党の追討、甲府城代

の拜命等々、幕府による軍役過多と幕末の情勢が大きな要因であったことを確認しておこう。

- ⑨「御一新」をむかえて明治になると、まず1868（明治元）年11月に、旧来の俸禄米支給を廃止して「空扶持」とすることが命じられた。これは家族の人数と構成によって支給額を決めるもので、「面扶持」とも称した。さらに翌1869年11月には、藩主大久保忠良が知藩事を拜命したことで「定禄」、つまり旧来の知行高などの俸禄米の規定額に応じた定額制となった。また、翌1970年にも定禄が改正されたが、明治に入ってから支給額はほぼ一定であり、また江戸期にもっとも低いとされた明和期（1764～72）よりもさらに低い額であった。

吉岡家に対する俸禄米金支給の変化を長期的に検討し、これを藩政の動向と照合して見た結果は以上の通りである。年貢の収納に関するこれまでの研究とあわせて全体的にみれば、宝永の富士山噴火後ほどなくして俸禄米の支給が半減となり、その後、明和期（1764～72）にかけて続落し、寛政期（1789～1801）を境に次第に回復に向かうが、これは年貢の収納状況とほぼ一致した傾向であったといえよう。また、藩主大久保忠真による1827（文政10）年の「十ヶ年御勝手向き改革」は、こうした状況を勘案しながら進めたもので、俸禄米に関しては、根取米仕法という画期的な方策を導入することで、その後の俸禄制の基準となった。そうした状況が大きく変化したのが、大地震とペリ一航という事態に見舞われた1853（嘉永6）年のことであった。その後も天候不順による年貢収量の減少という事情を考慮しつつも、明らかに文久期（1861～64）期以降にみられる俸禄米の大幅な減少は、幕府軍役の過重および政情の激変という社会状況によるものであった。藩政の見取り図という観点でいえば、この段階において俸禄制度は、藩の外的要因によって崩壊していったといっても過言ではないであろう。

注

- 1) 寒川旭『地震の日本史—大地は何を語るか—』（中公新書2007年）、安田政彦『災害復興の日本史』（吉川弘文館2013年）、磯田道史『天災から日本史を読みなおす—先人に学ぶ防災—』（中公新書2014年）、倉地克直『江戸の災害史—徳川日本の経験に学ぶ—』（中公新書2016年）、金菱清『震災学入門：—死生観からの社会構想—』（ちく

- ま新書 2016 年), 北原糸子『日本震災史—復旧から復興への歩み』(ちくま新書 2016 年)
- 個別の災害として, 本稿の対象となる 1707 年の富士山噴火については, 永原慶二『富士山宝永大爆発』(集英社新書 2002 年, 新装版: 吉川弘文館 2015 年), 小山真人『富士山噴火とハザードマップ—宝永噴火の 16 日—』(古今書院 2009 年) が参考になる。また, 事典・辞書としては, 宇佐美龍夫『新編 日本被害地震総覧』(東京大学出版会 1996 年), 北原糸子・松浦律子・玖村玲欧編『日本歴史災害事典』(吉川弘文館 2012 年) を参照されたい。
- 2) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 1—相模国小田原藩領の年貢データから—」『文明』(東海大学文明研究所 2015 年)
 - 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 2—相模国小田原藩領村々の年貢割付状分析から—」『文明』(東海大学文明研究所 2017 年)
 - 4) 下重清『小田原藩』(シリーズ藩物語 現代書館 2018 年) は, 地震や噴火などの被害からの復興が藩領の人々を鍛えたと述べている。
 - 5) 拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」森山恒夫教授退官記念論文集『地域史研究と歴史教育』(熊本出版文化会 1998 年)。また, 『小田原市史』通史編 近世(1999 年) 第 9 章 小田原藩の藩政改革(筆者執筆) を参照されたい。
 - 6) 江戸時代前期, 稲葉氏が藩主であった頃の小田原藩財政については, 下重清氏が検討されている。下重清「譜代小田原藩の財政を考える—近世前期を事例に—」『日本史研究』第 664 号(2017 年)。また, 元禄期(1688~1704) の大久保氏小田原藩の財政窮乏について考察したものに, 深谷二郎「相州小田原藩財政の一考察」『横浜市立大学学生論集』第 11 号(1965 年) がある。
 - 7) 吉岡卓也氏所蔵。小田原市立図書館寄託。以下, とくに断らない限り本稿で使用した史料は「吉岡由緒書」による。なお, 「吉岡由緒書」の一部は『小田原市史』史料編 近世 I 藩政に史料 No. 234~265 として収録されている。
 - 8) 註 2) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 1」
 - 9) 註 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 2」
 - 10) 『小田原市史』史料編近世 III 藩領 2 史料 No. 6 など。
 - 11) 註 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 2」
 - 12) 註 2) 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火」その 1, その 2。
 - 13) 例えば, 京都所司代就任時の 1817(文化 14) には, 光格天皇の譲位を取り仕切っており, その翌年には老中に就任するために江戸に戻っている。
 - 14) 1845(弘化 2) 年 12 月「御暮方御土台中勘」『明治小田原町誌 上』(小田原市立図書館郷土史料集成 1) 131 頁
 - 15) 註 5) 拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」
 - 16) 註 2) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 1」
 - 17) 註 5) 拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」
 - 18) 註 5) 拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」
 - 19) 註 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 2」。なお, 藩主大久保忠真の藩政改革と報徳仕法の導入については, 松尾公就『二宮尊徳の仕法と藩政改革』(勉誠出版, 2015 年) を参照されたい。
 - 20) 金方渡が, 正米渡を代替するものであったことは間違いないが, その換算方法については, 詳しい記載がないので, 詳細は不明である。ここでは金 1 両に対して 2 俵 5 分 1 厘となっており, 1856(安政 3) 年の段階では, 2 俵 5 分 3 厘となっている。大きな差はないが, 若干, 支給率が下がったことが確認できる。今後の課題としたい。
 - 21) 大阪大学経済学研究科経済史・経営史資料室所蔵鴻池文書「小田原掛合控 二」には, 鴻池家から小田原に毎年 3000 両ほどの送金があることから, 上方近辺の領地からの年貢米売払代金等が金方渡にあてられた可能性は高い。
 - 22) 神奈川県平塚市博物館所蔵 井沢澄子家文書
 - 23) 小田原市立図書館所蔵 有浦家文書
 - 24) 1853 年から数えると, 1856 年は 4 か年目になるが, 俸禄の支給は翌年からになるので, 1856 年が検討年度になる。
 - 25) 『小田原市史』通史編 近世 916 頁~917 頁
 - 26) 拙稿「小田原藩における『取締役』制の展開と組合村」白川部達夫編『近世関東の地域社会』(岩田書院, 2004 年)
 - 27) (文久元年)「覚」(小田原市立図書館所蔵牧野家文書)
 - 28) 大阪大学経済学研究科経済史・経営史資料室所蔵鴻池文書「小田原掛合控」二・三
 - 29) 註 3) 拙稿「元禄大地震と富士山噴火 その 2」